



# 2020年度税制改正に関する 個別論点解説

KPMG in Mexico



KPMG日系企業担当デスク（GJP）では、2020年度税制改正のうち連邦所得税（ISR）に関して日系企業が留意すべき重要な点である以下の2項目について解説しています。

## 目次

1. 低税率国に所在する関連者への支払の損金不算入化
2. 支払利息の損金算入制限

## 1. 低税率国に所在する関連者への支払の損金不算入化

2020年度税制改正において、経済協力開発機構（OECD）が取り組んでいる税源浸食と利益移転（BEPS: Base Erosion and Profit Shifting）の行動計画を踏まえた改正が行われました。その結果、2020年度よりメキシコ企業から低税率国（Low Tax Jurisdictions）（※1）に所在する関連者への直接または間接の支払、またはストラクチャード・アレンジメント（※2）を通じてなされた支払がある場合、メキシコ企業において当該支払に関する費用が損金不算入となりました。従来は、これらの支払が独立企業間価格として第三者価額にて行われている場合には、一般に損金算入が認められていました。なお、メキシコ税務当局（SAT）は当該規定に関する詳細なガイダンスを今後発行する予定です。

※1：低税率国として取り扱われるのは、メキシコの法人税率30%の75%よりも低い国、すなわち22.5%（30%の75%）未満の国・地域となります。

※2：ストラクチャード・アレンジメントとは、メキシコ企業またはその関連者が締結する契約で、当該契約に基づく支払がメキシコ企業またはその関連者が便益を受ける優遇税制のある地域に所在する企業への支払と関連付けられている契約または同様の目的と見なされる契約となっています。

本規定に関する主な留意事項は、以下のとおりです。

### ■ 対象となる支払

本規定は原材料を含む物品の購入、利息の支払、ロイヤルティーやテクニカルアシスタントフィーといったサービス対価の支払等、いかなる支払にも適用されます。

### ■ 間接的な支払について

当該規定は、上記直接の支払に加えて、メキシコ企業から低税率国関連者への間接的な支払も適用対象としています。つまり、メキシコ企業（A）からの支払が低税率国に該当しない国に所在する関連者（B）への支払であったとしても、そのBからさらに別の国のグループ会社へ支払が行われ、当該支払の最終的な受益者（C）が当該低税率国に所在する関連者である場合は、本規定が適用されることとなります。

### ■ 例外規定－「当該取引が実態を伴う場合」

ただし、メキシコ企業が行う支払が「取引実態を伴う場合」、は損金算入できる例外規定を設けています。当該例外規定は、支払を受ける低税率国に所在する関連者が事業活動に従事し、事業活動を遂行するにあたって不可欠な人的リソースおよび資産を有していること、また法人企業であり、メキシコと情報交換協定（Exchange of Information Agreement）を締結している国に有効な事業遂行場所を有していることを立証できる場合、当該関連者への支払の損金算入を認めるものとなります。

■ 一方、ストラクチャード・アレンジメントに関しては当該例外規定は適用されません。また、ハイブリッド・ミスマッチ（複数国間における税務上の取り扱いの差異）があると認定された場合にも、当該例外規定が適用されないこととなります。

■ 一般的な日系企業の取引を鑑みた場合、ほとんどの取引が実態を伴うものとなり当該規定の影響は受けないものと考えられます。ただし重要な論点として当該取引実態の例外規定は、取引の実態がある場合、かつその取引相手がメキシコと情報交換規定を締結している国（※3）に所在することが条件となっているため、メキシコと租税条約等を締結していない国にあるグループ会社との取引は、実態の有無にかかわらずその支払が損金否認されてしまうという建付けとなっています。

※3：メキシコが現在租税条約（情報交換規定含む）を締結している主要な国：日本、米国、カナダ、中国、韓国、香港、シンガポール、フィリピン、インドネシア、インド、UK、スペイン、ポルトガル、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、オーストリア、チェコ、ハンガリー、ロシア、トルコ、オーストラリア、南アフリカ、ブラジル、アルゼンチン、コロンビア、チリ、ペルーなど。

注意点として、東南アジアのタイ（法人税率20%）、ベトナム（法人税率20%）、マレーシア（法人税率24%）は、現在租税条約締結に向けて協議中であり、現在の締結国ではないため、これらの国（※マレーシアは規定で定められる22.5%の税率に抵触しないと思われます）の関連者へのメキシコからの支払は、当該規定の影響を受ける可能性があります。当局からの詳細なガイドラインがまたれるところではありますが、当該国の関連者との取引が大きい会社の場合、詳細な分析や対策等の準備が肝要となります。

## 2. 支払利息の損金算入制限

2020年度税制改正においてBEPS行動計画を踏まえた支払利息の損金算入制限が新たに設けられ、2020年度より、純支払利子（※1）のうち調整後課税所得（※2）の30%を超える金額については損金不算入となることとなりました。

※1：純支払利子＝支払利息－受取利息－20百万メキシコペソまでの適用除外額

※2：調整後課税所得＝課税所得＋支払利息＋減価償却費等

計算を実施する際の留意事項は、以下のとおりです。

- 20百万メキシコペソの適用除外額  
上述のとおり、純支払利子の計算において20百万ペソの適用除外額が設けられていますが、当該適用除外額はグループ会社全体または関連者全体（以下、グループ全体）での金額となり、前事業年度におけるグループ全体での益金総額に基づき按分を行います。したがって、メキシコ国内に複数のグループ会社がある場合は1社当たりの適用除外額が少なくなることに留意が必要です。
- 課税所得がゼロまたはマイナスの場合  
欠損等により調整後課税所得がゼロまたはマイナスになる場合には、純支払利子の全額が損金不算入となります。
- 損金不算入額の取扱い  
本規定により損金不算入となった純支払利子は、10年間繰り越すことができます。
- 本規定の適用対象外  
金融機関については、本規定の適用対象外となります。また、特定のプロジェクト（公共インフラ、メキシコ国内の不動産建設とその土地取得、石油や天然ガスの炭化水素源の探査・採取・輸送・貯蔵・供給、電力や水資源の生成・流通・貯蔵等）の資金調達に係る債務や公債から発生する利子も、本規定の計算から除外されます。

## 本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2020 KPMG Cardenas Dosal, S.C., the Mexican member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.